



いて行う投票方法の特例  
に関する法律（令和三年  
法律第八十二号）

により読み替えて適用する公職選挙  
法の規定により、都道府県の議会の  
議員又は長の選挙に関し、市町村が  
処理することとされている事務

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）〔附則第四項関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第二（第三十条の十関係）			
〔略〕	<p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	〔略〕	<p>提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>
〔略〕	<p>事務</p>	〔略〕	<p>事務</p>
〔略〕	<p>二 選挙管理委員会</p>	〔略〕	<p>二 選挙管理委員会</p>
〔略〕	<p>公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第四十四条、第四十八条の二若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号）第三条第一項の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	〔略〕	<p>公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第四十四条、第四十八条の二又は第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>